

7. 介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱について

1. 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の①～④事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険サービスとする

- ① 指定介護サービス事業者
- ② 基準該当サービス事業者
- ③ 通所介護事業所（認知症通所介護事業所含む）の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所（介護予防も同様）
- ④ 保険者（市町村・広域連合）（以下「保険者」という。）の事故報告の対象としている事業者

2. 報告の範囲

事業者は、次の事項に該当する場合（以下「事故」という。）、保険者の介護保険担当課に報告を行う。

また、都道府県知事に届け出る基準が定められている場合に報告を行う。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(Ⅰ)	「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。 また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービス、通所介護サービスの設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービスの利用中及び利用者が事業所内（施設内）にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
(Ⅱ)	ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも報告の有無が不明なときは、保険者に確認すること
(Ⅲ)	事業者側の過失の有無に拘らず、利用者の自己過失によるケガであっても、(Ⅱ)に該当する場合は全て報告すること
(Ⅳ)	利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、保険者に報告すること
(Ⅴ)	利用者が、ケガ（事故発生）から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに保険者に報告書を再提出すること

(2) 食中毒及び感染症等の発生

食中毒	サービス提供に関連して発生した場合は、都道府県知事に届ける出る基準など関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携・協力して対応し、保険者に報告すること
感染症	感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。 サービス提供においては、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザにかかるクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を保健所に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、保険者へ報告する。 都道府県知事に届け出る基準など関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うほか、保険者、関係機関に報告すること。

	<p>【感染症類】 1. 類感染症（エボラ出血熱など）、2. 類感染症（結核など）、3. 類感染症（赤痢など）、4. 類感染症（デング熱など）、5. 類感染症（インフルエンザ・ノロウイルスなど）</p>
--	---

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等。また、詐欺行為等による高齢者被害。

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の紛失、個人情報の紛失、送迎時の交通事故、詐欺被害など）、保険者及び指導監督機関の定める指示に従い報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生については、保険者及び指導監督機関の定める指示に従い報告すること。

3. 報告の書式

別添参考「事故報告書（P22～P23）」とする。

都道府県知事及び保険者の標準書式等がある場合は、その様式を使用すること。

4. 報告の時期・手順

事故後、事業者は、速やかに保険者へ電話又はFAXで報告する（第一報）、その後、保険者の指示に従い、事故報告書（参考様式等）を用い、文書で報告する。

ア) FAXの報告書には個人情報に該当する部分は伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する

イ) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする

ウ) 事業者は、保険者（市町村・広域連合）、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、トラブルに発展しないように、求めに応じて交付する

5. 利用者への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に内容を説明しなければならない。

事業者は、事故報告書を作成し、保険者へ提出する旨を利用者に説明すること。

6. 報告先

事業者は、「2. 報告の範囲」で定める事故等が発生した場合、利用者（被保険者）の属する保険者（市町村・広域連合）及び事業所・施設が所在する保険者に報告すること。

事業者は、都道府県知事に届ける基準がある場合は、法に定められた報告先にすること。

事業者は、報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱については十分注意すること。

7. その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、保険者の指示に従う。

介護事業者及び保険者（市町村・広域連合）における事故発生時の報告フローチャート



事業所・施設

警察署

メーカー

必要に応じ、報告

【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

- ① 死亡事故
- ② 重症病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・傷病）
- ③ 後遺障害事故
- ④ 一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

- ① 火災（消防が確認したもの）

- 【報告】 (1) 電話・FAX（第一報）
(2) 事故報告書

- 【報告の範囲】 (1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
(2) 食中毒及び感染症等の発生
(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
(4) 詐欺行為等により、高齢者の被害の発生
(5) その他、報告が必要と認められる事故等の発生

被保険者の属する保険者（市町村・広域連合）

事業者の属する保険者（市町村・広域連合）

- 1. 状況把握
- 2. 必要な対応
 - (1) 事業所の事故等に対する対応の確認等
利用者への対応、改善計画の確認及び対応結果
 - (2) 県・国保連合会、各関係機関等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
 - (3) 県への報告が必要な重大事故や虐待

徳島県

事故報告書 (参考様式)

年 月 日

市(町村)・広域連合 長 殿

法人名 _____

理事長名 _____ 印

事業所名 _____

住所 _____

電話番号 _____

利用者 (被保険者)	ふりがな			性別	男 ・ 女
	氏名			生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日
	住所			電 話 番 号	
	被保険者番号		要介護度等	事業対象者 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M			
サービスの種類	事業所番号 ()				
管理者名					
事 故 の 概 要	発生年月日時	年 月 日 ()		時	分頃
	発生場所				
	事故の種類	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 介護ミス <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 暴力行為 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 事業所等の事故(火災等) <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	事故の原因				
	事故の内容 〔発見時の状況 経緯を記載〕				
	事故の顛末				

事故時の 処理又は対 応状況	対処の方法				
	治療等を行 った 医療機関名	医療機関名			
		所在地			
治療等の 内 容	(診断結果も含めて)				
事故後の 処理又は対 応状況	利用者の 状 態	(状態、病状、入院等の有無など)			
	家族等への 報告・説明	家族等の氏名		続柄	
		住 所		報告日時	
		家族連絡先			
		事業所担当 (説明者名)			
		対応状況			
	家族等の 理 解				
損害賠償に 関する状況					
事故再発防 止対策					
その他の 特記事項					

※各項目の詳細が枠内に収まらない場合は別紙に記載し提出してください

8. 参考資料

徳島県介護保険事業者事故報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法に基づく運営基準により、指定介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う市町村及び広域連合（以下「市町村等」という。）への事故報告について、必要な事項を定めるものとする。

2 報告すべき事故の範囲

各事業者は、次の事由に該当する事故が発生した場合には、速やかに市町村等に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故を含むものとし、通所、入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ けが等については、医療機関の受診を要したものを報告すること。また、けが等の対象には、異食、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものを含むものとする。

ウ 事業者側の過失の有無に関わらず、イに該当する場合は報告すること。

エ 利用者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生

利用者の処遇に影響があるもの（利用者からの預り金の横領など）については報告すること。

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

事業者は、事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の保険者である市町村等へ報告を行うこと。なお、緊急性、重大性の高い事故については、直ちに市町村等へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行うこと。

4 市町村等から県への報告

市町村等は、県が指定する事業者から受けた事故報告の内容が次の事由による場合は、事故報告の写しの提供等により県に報告すること。

(1) 事故により利用者が死亡した場合

(2) 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われる場合

(3) 指定基準違反のおそれがある場合

(4) その他、事例を他の事業者に情報提供することにより、同様の事故の発生の防止に資すると思われる場合

5 その他

市町村等が既に要領等を定めている場合には、事業者は当該要領等の内容も踏まえて対処すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。